

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下の
とおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
六条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月 九日

中国四国厚生局長

竹林 経治

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
山医 一六二六〇	佐藤 海星	令和 八年 四月 二十日
山医 一六二六一	三木 誠也	〃
山医 一六二六二	田邊 智睦	〃
山医 一六二六三	藤原 康輝	〃
山医 一六二六四	飯田 朱理	〃
山医 一六二六五	大久保 杏咲	〃
山医 一六二六六	新村 友朗	〃
山医 一六二六七	田中 優斗	〃
山医 一六二六八	矢野 夏絵	〃
山医 一六二六九	川越 光太郎	〃
山医 一六二七〇	吉中 築	〃
山医 一六二七一	猿渡 佳寿浩	〃
山医 一六二七二	角光 慧美	〃
山医 一六二九二	足立 大地	〃
山医 一六二九三	中馬 澗音	令和 八年 四月 二十七日
山医 一六二九四	磯山 昂佑	令和 八年 四月 二十一日
山医 一六二九五	溝口 理士	令和 八年 四月 二十四日
山医 一六二九六	阿曾田 七海	令和 八年 四月 三十日
山医 一六二九七	濱田 大暉	〃
山医 一六二九八	矢野 翔大	〃

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六條の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月 九日

中国四国厚生局長
竹林 経治

																		山齒 三三五五	山齒 三三五四	登録の記号番号
																		木村 仁哉	北原 可奈子	氏名
																		令和 八年 五月 十一日	令和 八年 五月 七日	登録年月日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月 九日

中国四国厚生局長
竹林 経治

[illegible]